

## 令和6年度地方公務員の懲戒処分者数等に関する調査結果(抄)

## 1. 懲戒処分者数の状況

## ■懲戒処分とは

職員の義務違反あるいは非行等に対する  
公務秩序維持の観点から行われる処分

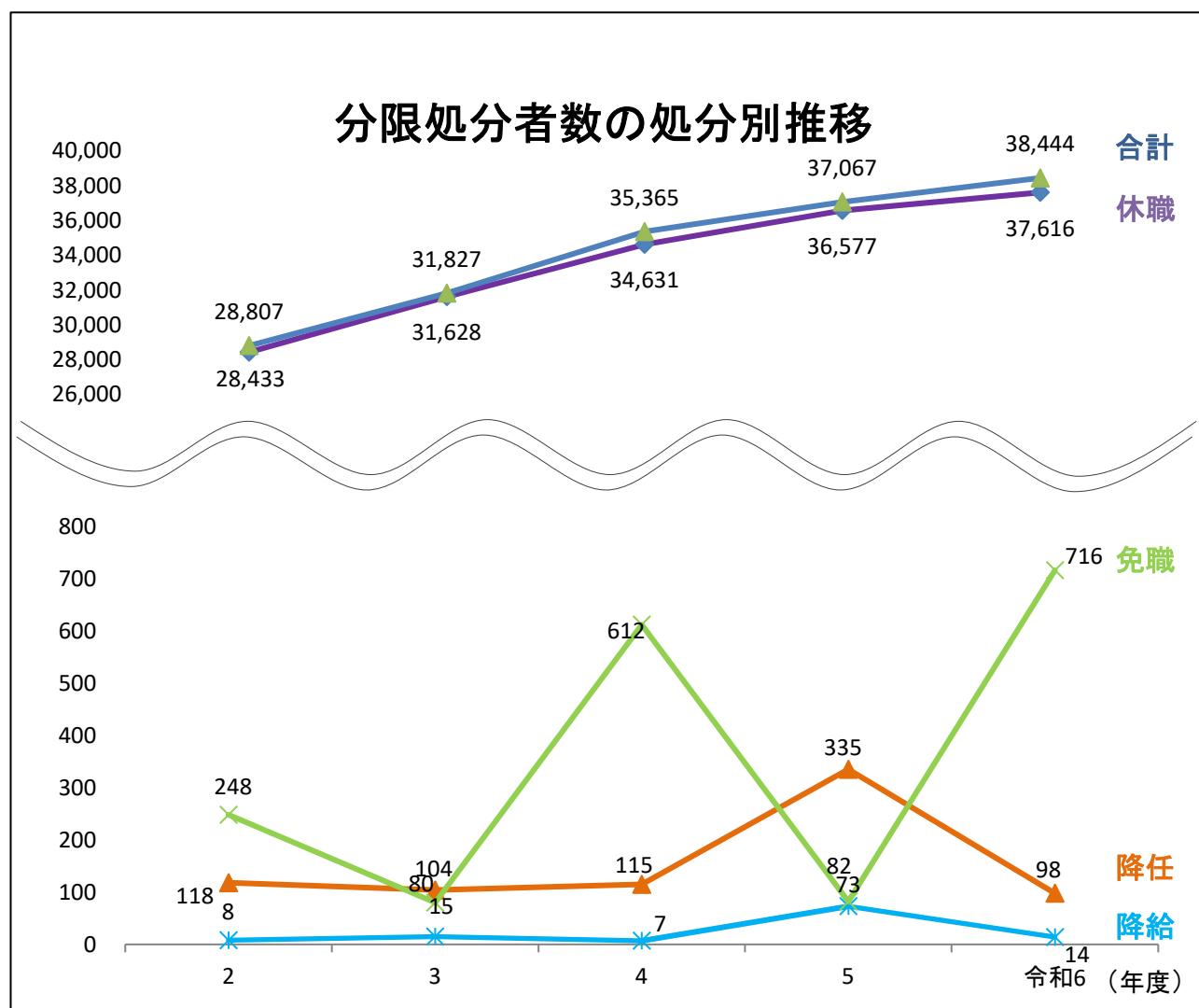
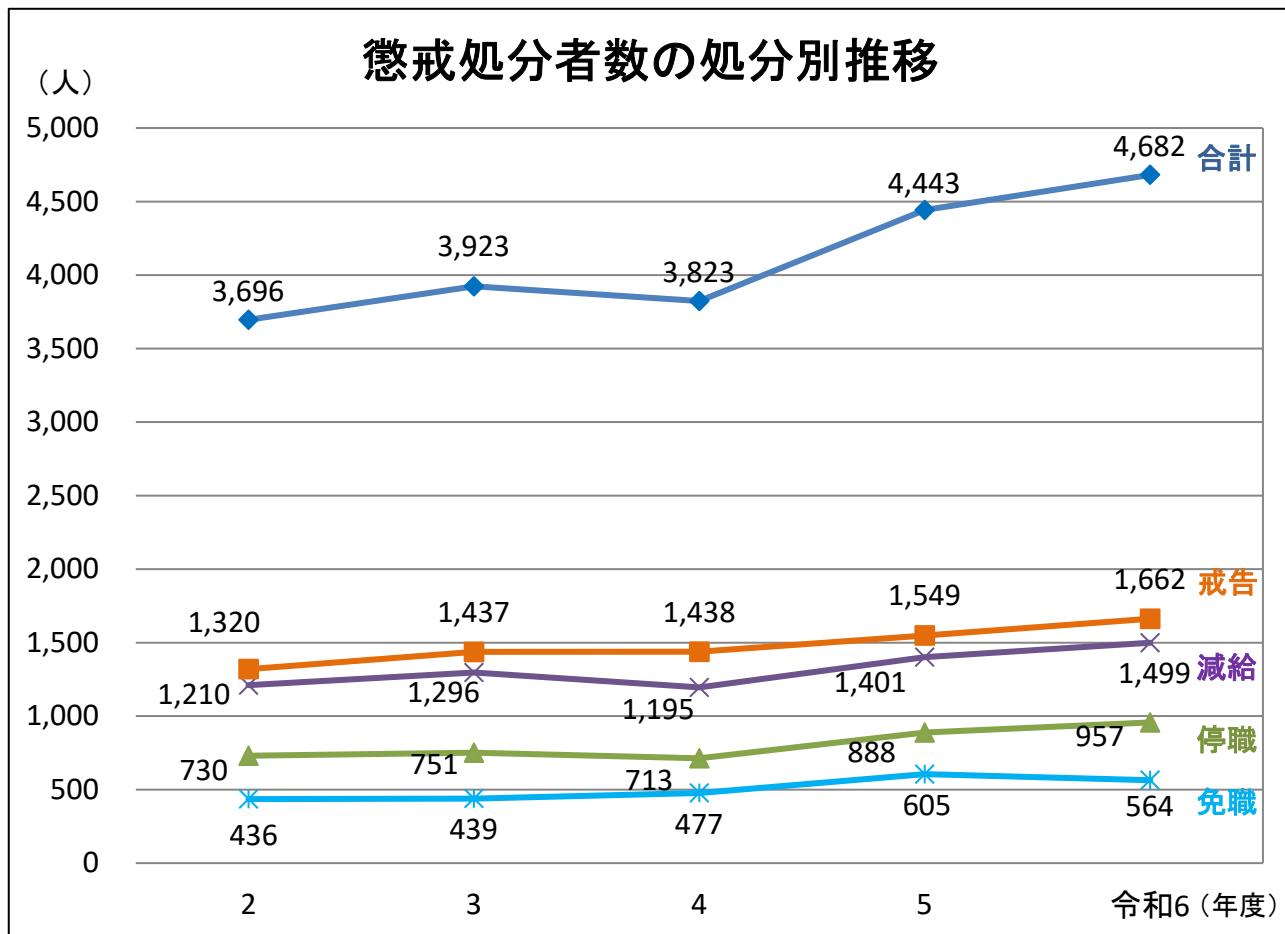
- 令和6年度中に懲戒処分を受けた職員数は 4,682人  
(対前年度比 +239人)
- 主な行為別の処分者数
  - ・「一般服務違反等関係」 2,188人 (対前年度比 +226人)  
(通常業務処理不適正、教員による児童生徒に対する非違行為、欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等)
  - ・「交通事故・交通法規違反」 1,045人 ( 同 +105人 )  
(飲酒運転等)
  - ・「公務外非行関係」 752人 ( 同 ▲ 22人 )  
(金銭・異性関係等の非行等)
  - ・「監督責任」 474人 ( 同 ▲ 8人 )
- 種類別の処分者数
  - ・「免職」 564人 ( 対前年度比 ▲ 41人 )
  - ・「停職」 957人 ( 同 + 69人 )
  - ・「減給」 1,499人 ( 同 + 98人 )
  - ・「戒告」 1,662人 ( 同 +113人 )

## 2. 分限処分者数の状況

## ■分限処分とは

心身の故障の場合など、公務能率の確保等の  
観点から行われる処分

- 令和6年度中に分限処分を受けた職員数は 38,444人  
(対前年度比 +1,377人)
- 主な事由別の処分者数
  - ・「心身の故障の場合」 37,426人 (対前年度比+998人)
- 種類別の処分者数
  - ・「免職」 716人 ( 対前年度比 +634人 )
  - ・「降任」 98人 ( 同 ▲237人 )
  - ・「休職」 37,616人 ( 同 +1,039人 )  
うち心身の故障の場合による休職 37,383人 (対前年度比 +1,001人)
  - ・「降給」 14人 ( 同 ▲ 59人 )



### 3. 汚職事件の状況

#### ■汚職とは

私利私欲のために職に関して不正をなすこと

- 事件件数 86件 (対前年度比 +12件)  
発生団体数 77団体 ( 同 + 9団体)  
当事者数 90人 ( 同 +11人 )

- 汚職事件のうち  
横領 63件 (対前年度比 +19件)  
収賄 14件 ( 同 + 1件)

※ 両種別を合わせると、汚職事件全体の約9割を占める。

- 部門別では  
「教育」(24件、27.9%)  
「総務(税務含む)」(14件、16.3%)  
「公営企業」(12件、14.0%)など

- 態様別では  
「公金等の取扱」(51件、59.3%)  
「土木建築工事の執行」(13件、15.1%)など

※ 公金等の取扱の「公金等」には、学校徴収金等、外郭団体・所管団体の運営費等、施設の使用料等がある。

- 事件発生の主な要因 (各項目内の選択肢で複数回答可)
  - ・職員としての資質の欠如: 123件  
(公務員倫理の欠如、私生活における問題等)
  - ・業務チェックの不備: 82件  
(担当者による単独での事務、監査・検査の形骸化等)
  - ・監督の不十分: 65件  
(上司の指導・監督に対する認識不足、事務繁忙のため監督不十分等)